

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

四国（香川）厚生年金 事案 1049

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7 月 10 日は 17 万円、16 年 7 月 12 日は 17 万 5,000 円、同年 12 月 13 日は 17 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 16 年 7 月 12 日
③ 平成 16 年 12 月 13 日

申立期間にA社から支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、私の年金記録に反映されていないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚が、「当時、同社では、在籍していた社員全員に賞与が支給されていた。」旨供述している上、申立人と同様に各申立期間における標準賞与額の記録が無かった複数の同僚が所有する平成 15 年夏季賞与明細表、16 年夏季賞与明細表及び同年冬季賞与明細表によると、申立期間において、当該同僚に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

申立期間①について、オンライン記録の申立人の標準報酬月額及び標準賞与額（平成 15 年 12 月 10 日付け冬季賞与分）、並びに複数の同僚から提出された給与明細表、賞与明細表及び源泉徴収票等に基づき、平成 15 年中に申立人に支払われた給与及び冬季賞与から控除された社会保険料額（年間合計額）と申立人に係る同年分の給与支払報告書の社会保険料額を検証したところ、算出される額は、17 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料控除額であることが

推認できる上、当該標準賞与額は、申立人の主張する賞与額とおおむね一致している。

また、当該標準賞与額、平成 15 年中の給与振込額から算出される報酬月額及び冬季賞与額を合算した金額は、同年分の給与支払報告書で確認できる年間給与収入額と申立人に支給されたと考えられる通勤手当の年間合計額を合算した金額とほぼ一致している。

申立期間②及び③について、申立期間①と同様に、平成 16 年中に申立人に支払われた給与から控除された社会保険料額（年間合計額）と申立人に係る同年分の給与支払報告書の社会保険料額を検証したところ、算出される額は、申立期間②は 17 万 5,000 円、申立期間③は 17 万 1,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料控除額であることが推認できる上、当該標準賞与額は、申立人の主張する賞与額とおおむね一致している。

また、当該標準賞与額と平成 16 年中の給与振込額から算出される報酬月額を合算した金額は、同年分の給与支払報告書で確認できる年間給与収入額と申立人に支給されたと考えられる通勤手当の年間合計額を合算した金額とほぼ一致している。

さらに、上記同僚の一人から提出された給与明細表及び賞与明細表に基づく平成 15 年分及び 16 年分の給与収入額及び社会保険料控除額（いずれも年間合計額）は、当該同僚から同時に提出された両年分の源泉徴収票における給与収入額及び社会保険料額とそれぞれ一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社から、申立期間①は 17 万円、申立期間②は 17 万 5,000 円、申立期間③は 17 万 1,000 円の賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

四国（香川）厚生年金 事案 1050

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年12月13日及び17年12月13日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を16年12月13日は12万7,000円、17年12月13日は18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月12日
② 平成16年12月13日
③ 平成17年12月13日

申立期間にA社から支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、私の年金記録に反映されていないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②における標準賞与額については、申立人から提出された平成16年冬季賞与明細表により確認できる厚生年金保険料控除額から、12万7,000円とすることが妥当である。

申立期間③について、A社の複数の同僚が、「当時、同社では、在籍していた社員全員に賞与が支給されていた。」旨供述している上、申立人と同様に当

該期間における標準賞与額の記録が無かった複数の同僚が所有する平成17年冬季賞与明細表によると、当該期間において、当該同僚に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、オンライン記録の申立人の標準報酬月額及び標準賞与額（平成17年7月12日付け夏季賞与分）、並びに複数の同僚から提出された給与明細表、賞与明細表及び源泉徴収票等に基づき、平成17年中に申立人に支払われた給与及び夏季賞与から控除された社会保険料額（年間合計額）と申立人に係る平成18年度所得課税証明書の社会保険料額を検証したところ、算出される額は、18万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料控除額であることが推認できる。

さらに、当該標準賞与額、平成17年中の給与振込額から算出される報酬月額及び夏季賞与額を合算した金額は、平成18年度所得課税証明書で確認できる年間給与収入額と申立人に支給されたと考えられる通勤手当の年間合計額を合算した金額とほぼ一致していることが確認できる。

加えて、上記同僚の一人から提出された給与明細表及び賞与明細表に基づく平成17年分の給与収入額及び社会保険料控除額（いずれも年間合計額）は、当該同僚から同時に提出された同年分の源泉徴収票における給与収入額及び社会保険料額とそれぞれ一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において、A社から18万円の賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、平成16年中に申立人に支払われた給与及び冬季賞与から控除された社会保険料額（年間合計額）と申立人に係る同年分の給与支払報告書の社会保険料額を検証したところ、当該社会保険料額は一致していることが確認できる。

また、別の同僚から提出された平成16年夏季賞与明細表によると、5万円の賞与の支給が確認できるものの、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、A社の事業主は、「申立期間①の賞与に係る資料は全て廃棄しており、申立人に賞与を支給したか否かは不明である。」と回答している。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除につ

いて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1051

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月12日は10万9,000円、同年12月13日は10万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月12日
② 平成16年12月13日

申立期間にA社から支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、私の年金記録に反映されていないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚が、「当時、同社では、在籍していた社員全員に賞与が支給されていた。」旨供述している上、申立人と同様に申立期間①及び②における標準賞与額の記録が無かった複数の同僚が所有する平成16年夏季賞与明細表及び同年冬季賞与明細表によると、両申立期間において、当該同僚に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、オンライン記録の申立人の標準報酬月額並びに複数の同僚から提出された給与明細表、賞与明細表及び源泉徴収票等に基づき、平成16年中に申立人に支払われた給与から控除された社会保険料額（年間合計額）と申立人に係る同年分の給与支払報告書の社会保険料額を検証したところ、算出される額は、申立期間①は10万9,000円、申立期間②は10万7,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料控除額であることが推認できる。

さらに、当該標準賞与額と平成16年中の給与振込額から算出される報酬月額を合算した金額は、同年分の給与支払報告書で確認できる年間給与収入額と

申立人に支給されたと考えられる通勤手当の年間合計額を合算した金額とほぼ一致している。

加えて、上記同僚の一人から提出された給与明細表及び賞与明細表に基づく平成 16 年分の給与収入額及び社会保険料控除額（いずれも年間合計額）は、当該同僚から同時に提出された同年分の源泉徴収票における給与収入額及び社会保険料額とそれぞれ一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社から、申立期間①は 10 万 9,000 円、申立期間②は 10 万 7,000 円の賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

四国（香川）厚生年金 事案 1052

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7 月 10 日は 11 万円、16 年 7 月 12 日は 12 万 4,000 円、同年 12 月 13 日は 12 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 16 年 7 月 12 日
③ 平成 16 年 12 月 13 日

申立期間にA社から支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、私の年金記録に反映されていないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚が、「当時、同社では、在籍していた社員全員に賞与が支給されていた。」旨供述している上、申立人と同様に各申立期間における標準賞与額の記録が無かった複数の同僚が所有する平成 15 年夏季賞与明細表、16 年夏季賞与明細表及び同年冬季賞与明細表によると、申立期間において、当該同僚に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

申立期間①について、オンライン記録の申立人の標準報酬月額及び標準賞与額（平成 15 年 12 月 10 日付け冬季賞与分）、並びに複数の同僚から提出された給与明細表、賞与明細表及び源泉徴収票等に基づき、平成 15 年中に申立人に支払われた給与及び冬季賞与から控除された社会保険料額（年間合計額）と申立人に係る同年分の給与支払報告書の社会保険料額を検証したところ、算出される額は、11 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料控除額であることが

推認できる。

また、当該標準賞与額、平成 15 年中の給与振込額から算出される報酬月額及び冬季賞与額を合算した金額は、同年分の給与支払報告書で確認できる年間給与収入額と申立人に支給されたと考えられる通勤手当の年間合計額を合算した金額とほぼ一致している。

申立期間②及び③について、申立期間①と同様に、平成 16 年中に申立人に支払われた給与から控除された社会保険料額（年間合計額）と申立人に係る同年分の給与支払報告書の社会保険料額を検証したところ、算出される額は、申立期間②は 12 万 4,000 円、申立期間③は 12 万 1,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料控除額であることが推認できる上、当該標準賞与額は、申立人の主張する賞与額とおおむね一致している。

また、当該標準賞与額と平成 16 年中の給与振込額から算出される報酬月額を合算した金額は、同年分の給与支払報告書で確認できる年間給与収入額と申立人に支給されたと考えられる通勤手当の年間合計額を合算した金額とほぼ一致している。

さらに、上記同僚の一人から提出された給与明細表及び賞与明細表に基づく平成 15 年分及び 16 年分の給与収入額及び社会保険料控除額（いずれも年間合計額）は、当該同僚から同時に提出された両年分の源泉徴収票における給与収入額及び社会保険料額とそれぞれ一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社から、申立期間①は 11 万円、申立期間②は 12 万 4,000 円、申立期間③は 12 万 1,000 円の賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

四国（香川）厚生年金 事案1056

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を19万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月24日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された総勘定元帳及び仕訳日記帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、19万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（香川）厚生年金 事案 1057

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社に昭和48年3月17日に入社し、現在まで継続して勤務しているにもかかわらず、同社C工場からD社（現在は、B社）E工場に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に空白があるので、申立期間を同保険の被保険者であった期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びB社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和50年6月1日にA社C工場からD社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和50年4月の社会保険事務所（当時）の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の書類が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年6月1日と届出を行ったにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の

告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（香川）厚生年金 事案 1058

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月31日から同年6月1日まで

私は、D社（現在は、B社）に昭和47年3月13日に入社し、50年9月30日まで継続して勤務していたにもかかわらず、A社C工場からD社E工場に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に空白があるので、申立期間を同保険の被保険者であった期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された退職者一覧表、申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和50年6月1日にA社C工場からD社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和50年4月の社会保険事務所（当時）の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の書類が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年6月1日と届出を行ったにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同

年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（香川）厚生年金 事案 1059

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社に昭和48年3月17日に入社し、平成16年6月30日まで継続して勤務していたにもかかわらず、同社C工場からD社（現在は、B社）E工場に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に空白があるので、申立期間を同保険の被保険者であった期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びB社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和50年6月1日にA社C工場からD社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和50年4月の社会保険事務所（当時）の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の書類が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年6月1日と届出を行ったにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の

告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（高知）国民年金 事案 492

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から52年3月まで

昭和51年6月の婚姻後に、妻が国民年金の加入手続を行い、正確な納付時期や納付金額は覚えていないが、妻が自身の退職金を元に、A市役所B支所で私の申立期間の国民年金保険料と妻の未納となっていた保険料を一括で納付した。

退職金で一括納付したことについて、妻から「しんどかった。」と言われ続けてきたので、記憶に間違いは無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿等の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年9月頃に払い出されたものと推認できるところ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立人は、「私の妻が、未納となっていた私と妻の国民年金保険料を一括納付した。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち、昭和47年11月から50年6月までの保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人は一括納付に関与しておらず、一括納付したとする申立人の妻も、納付時期や納付金額に関する記憶が定かではないことから、納付状況が不明である上、申立人の国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人の妻の昭和50年12月から52年3月までの保険料も未納となっている。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（香川）国民年金 事案 493

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から54年12月まで

私は、昭和55年4月頃、母親の勧めで国民年金に加入しようと思い、A市役所で国民年金の加入手続を行った。当時、同市役所の国民年金係にいた方が近所に住む方で、その方が50年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納期が過ぎているため納付できないが、同年4月から55年3月までの3年分であれば25万円ぐらいで納付できると教えてくれたため、その後、私の代わりに母親が納付してくれたと記憶している。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及びA市の国民年金被保険者名簿により確認できる昭和55年1月から56年3月までの過年度納付記録から、被保険者資格取得日を52年4月*日として57年3月頃に払い出され、この頃に加入手続が行われたものと推認できるところ、当該払出時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付できない期間である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「A市役所の職員から3年分（昭和52年4月から55年3月まで）の国民年金保険料を遡って納付でき、その合計金額は、25万円ぐらいと言われた。」と主張しており、申立人の母親も、「昭和55年4月頃、私が申立期間の保険料を市役所で20数万円納付した。」と回答しているところ、同市が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、昭和55年1月から56年3月までの国民年金保険料は、57年3月に過年度納付され、56年4月から57年3月までの保険料は、納付日は不明であるが、現年度納付と記録されていることから、同時期に納付されていることが確認できる一方、申立人及びその母親が主張する55年4月頃に国民年金に加入し、52年4月から

55年3月までの保険料を特例納付を含め納付した場合、当該期間の保険料合計額は、11万4,960円となり、申立人の主張する金額と大きく相違する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（香川）国民年金 事案 494

第1 委員会の結論

申立人の平成24年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成24年1月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料について、夫が、平成24年2月か同年3月にA市B町内のC銀行、D銀行、郵便局、コンビニエンスストアのいずれかで、3か月分まとめて納付したにもかかわらず、未納となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の夫が平成24年2月か同年3月にA市B町内のC銀行、D銀行、郵便局、コンビニエンスストアのいずれかで、3か月分まとめて納付したと主張しているところ、申立人は、領収（納付受託）証書等の資料を保管していない。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等事務処理の機械化が図られた上、14年4月以降は、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は極めて低いものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（徳島）厚生年金 事案 1053

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月31日から24年7月1日まで

私は、昭和23年2月12日から43年2月29日までの期間において、A社で継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、近所の人で紹介で父親と一緒にA社に入社し、申立期間においてもB製造の工員として継続して勤務していた。収入を得ることが優先され、中学校には行っていない。」と供述しているところ、申立人の父親は、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日（昭和23年5月*日）と同日に同資格を取得し、申立期間においても継続して被保険者となっていることから判断すると、申立人が申立期間において同社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の事業を継承しているC社は、「申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険料の控除並びに被保険者資格の取得及び喪失の届出については不明である。」と回答している。

またA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間当時の同僚11人のうち、10人は死亡又は所在が不明である上、所在が判明した1人は申立人を記憶していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、上述の近所の人について、自身より先にA社に勤務していた旨供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において同人の被保険者記録は確認できない。

なお、申立期間当時の労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条に、「満

15歳に満たない児童は、労働者として使用してはならない。」と定められているところ、申立人は、申立期間のうち、昭和23年8月31日から24年*月*日までの期間においては、15歳に達していなかったことが確認できる上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、15歳未満の者の被保険者記録は確認できないほか、申立人の同社に係る申立期間より前の期間の厚生年金保険被保険者記録（昭和23年5月*日から同年8月*日まで）について、当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳索引票に記載された申立人の生年月日は、7年*月*日と2年誤って記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1054

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 24 日から 43 年 5 月 15 日まで

私は、A工場の社長から「忙しいので来てほしい。」と誘われ、当時勤務していた会社を辞めてすぐに、近所にあった同工場へ勤めたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が昭和 43 年 5 月 15 日からとなっているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A工場における申立期間当時の複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間当時、同工場で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、複数の同僚が、「A工場には、試用期間があった。私が記憶している入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日は相違しており、すぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と供述していることから判断すると、同工場では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A工場は、昭和 51 年 2 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立期間における厚生年金保険の取扱い及び同保険料の控除について確認することができない。

さらに、A工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格取得日は、昭和 43 年 5 月 * 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1055

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 7 月 17 日から 36 年 4 月 10 日まで

A社において、申立期間のうち1年から3年ぐらい溶接作業の補助として勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社では、1年から3年ぐらい溶接作業の補助として勤務していた。」と主張しているところ、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主等は、死亡及び連絡先不明等のため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

また、A社に係るオンライン記録から、申立期間当時、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚のうち29人に照会し、22人から回答が得られたものの、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の勤務実態について確認できない上、複数の同僚は、「溶接作業を行っていた人は、下請会社に勤務していた。」旨供述している。

さらに、申立人は、「同僚の溶接作業の補助をしていた。」と主張しているところ、A社において、当該同僚と同姓の者の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。